

広島県告示第三百二十七号

広島県税規則（昭和二十九年広島県規則第五十一号）第五条の三の規定によって、広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）第四条第一号に規定する自動車税に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を委託するコンビニエンスストアを経営する企業を次のとおり定めた。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯崎英彦

| 名称 | 所在地 | 委託内容 | 委託期間 |
|-------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------|
| 国分グローサーズチエーン株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目一番一号 | 直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納 | 平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで |
| 株式会社ココストア | 愛知県名古屋市中区栄一丁目七番二四号 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社ココストアイースト | 茨城県土浦市小松二丁目一三番一号 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社サークルKサンクス | 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社スリーエフ | 神奈川県横浜市中区日本大通一七番地 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社セイコーマート | 北海道札幌市中央区南九条西五丁目四二一番地 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 東京都千代田区二番町八番地八 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社セーブオン | 群馬県前橋市亀里町九〇〇番地 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社デイリーヤマザキ | 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社ポプラ | 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五番地の一 | 同 右 | 同 右 |
| ミニストップ株式会社 | 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地 | 同 右 | 同 右 |
| 株式会社ローソン | 東京都品川区大崎一丁目一番二号 | 同 右 | 同 右 |